

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目次

### 規 則

- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第1号）……………2
- 秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第2号）……………2
- 秋田市児童福祉法施行細則および秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（第3号）……………3

### 上下水道局管理規程

- 秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第2号）……………4
- 秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程（第3号）……………4
- 秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程（第4号）……………4
- 秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程（第5号）……………4
- 秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程（第6号）……………4
- 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程（第7号）……………4

### 告 示

- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第19号）……………4
- 指定居宅サービス事業者の廃止について（第20号）……………5
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第21号）…5
- 令和2年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第22号）……………5
- 令和2年度4期、5期および6期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第23号）……………5
- 担保権設定等財産の差押通知書の公示送達について（第24号）……………5
- 秋田市議会定例会の招集について（第25号）……………5
- 平成30年度分、令和元年度分および令和2年度分市税督促状の公示送達について（第26号）……………6
- 令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第27号）……………6
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第28号）……………6
- 平成30年度、令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税

- 通知書の公示送達について（第29号）……………6
- 秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収事務の委託について（第30号）……………6
- 差押調書および配当計算書の公示送達について（第31号）…6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第32号）……………6
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第33号）……………6
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第34号）…7
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第35号）……………7
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第36号）……………7
- 八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務の委託について（第37号）……………7
- 北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務の委託について（第38号）……………7
- 都市計画の変更について（第39号）……………7
- 都市計画の変更について（第40号）……………8
- 住民票の職権消除について（第41号）……………8
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第42号）…8
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第43号）……………8
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第44号）……………8

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第2号）……………9
- 教育委員会臨時会の招集について（第3号）……………9

### 選 管 告 示

- 令和3年4月4日執行予定の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における選挙人名簿登録の基準日について（第2号）……………9
- 令和3年4月4日執行予定の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について（第3号）……………9
- 令和3年4月4日執行予定の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日について（第4号）……………9
- 公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程（第5号）……………9
- 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程（第6号）……………13

○秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程（第7号）……………15

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第2号）……………15

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………16

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………16

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………17

○農用地利用集積計画の策定について……………18

○賃貸借に係る公募型指名競争入札について……………18

規 則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第1号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第12号の3中「義務教育終了前の」を「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「含む。」の次に「、孫」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第2号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「1の年」を「1の年度」に、「場合の」を「会計年度任用職員の」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第13条第1項各号を次のように改める。

(1) 次号から第4号までに掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 週によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては別表第1の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定めら

れている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1の年度における勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる任期の区分ごとに定める日数

(2) 任期の満了により退職した後に当該退職した年度と同一の年度内において当該任期に引き続いて任用された会計年度任用職員又は当該同一の年度内において任期が更新された会計年度任用職員 当該任用又は更新（以下「任用等」という。）より前になされた同一の年度内における最初の任用に係る任期の初日から当該任用等により定められた任期の末日までをその者の任期として前号の規定を適用したとしたならば得られる日数（当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数）

(3) 任期の満了により退職した後に当該退職した年度の翌年度において当該任期に引き続いて任用された会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員における前年度の全勤務日の8割以上出勤した会計年度任用職員であって、現に会計年度任用職員として任用されている任期が6月を超える者（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。） 週によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては別表第2の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1の年度における勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる継続して勤務することとなる任期の年数の区分ごとに定める日数

(4) 任期の満了により退職した後に当該退職した年度の翌年度において当該任期に引き続いて任用された会計年度任用職員のうち、当該会計年度任用職員における前年度の任期に現に会計年度任用職員として任用されている任期を通算した期間が1年以下の会計年度任用職員 当該通算した期間を当該会計年度任用職員の任期とみなして別表第1の規定を適用したとしたならば得られる日数（前年度において付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数）

第13条第2項中「次の1年間」を「翌年度」に改め、同条第5項ただし書中「1分」を「1時間」に、「切り捨てた」を「切り上げた」に改める。

第14条第1項の表第7号中「1の年」を「1の年度」に改め、同条第2項の表第7号中「1年間の」を「1の年度における」に、「義務教育終了前の」を「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「含む。」の次に「、孫」を加え、「1の年」を「1の年度」に改め、同表第8号中「1年間の」を「1の年度における」に、「1の年」を「1の年度」に改め、同表第10号中「1年間の」を「1の年度における」に改め、同条第6項中「掲げる1年間の」を「掲げる1の年度における」に改め、同項の表中「1年間の」を「1の年度における」に改める。

第15条第1項および第16条第1項中「1年間の」を「1の年度における」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第13条関係）

1週間の勤務日の日数	1の年度における勤務日の日数	任期				
		2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月を超え 6月以下	6月を超え 12月以下
5日以上	217日以上	3日	5日	7日	8日	10日
4日	169日から216日まで	2日	4日	5日	6日	7日
3日	121日から168日まで	2日	3日	3日	4日	5日
2日	73日から120日まで	1日	2日	2日	3日	3日
1日	48日から72日まで	1日	1日	1日	1日	1日

備考

1 この表における「5日以上」には、1週間の勤務日の日数が4日以下で1週間当たりの勤務時間が29時間以上であるものを含むものとする。

2 任期が2月以下とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1の年度における勤務日の日数が47日以下の者に係る年次有給休暇の日数は、零とする。

別表第2（第13条関係）

1週間の勤務日の日数	1の年度における勤務日の日数	継続して勤務することとなる任期の年数					
		1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	3年を超え 4年以下	4年を超え 5年以下	5年を超え 6年以下	6年を超えるもの
5日以上	217日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	2日	2日	2日	3日	3日	3日

備考

1 この表において「継続して勤務することとなる任期の年数」とは、会計年度任用職員として任用された任期の初日から現に会計年度任用職員として任用されている任期の末日までの期間を通算した期間（これに相当するものとして任命権者が認める期間を含む。）をいう。

2 この表における「5日以上」には、1週間の勤務日の日数が4日以下で1週間当たりの勤務時間が29時間以上であるものを含むものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第13条第1項および第2項の規定は、この規則の施行の日以後に付与される年次有給休暇について適用し、同日前に付与された年次有給休暇については、なお従前の例による。

秋田市児童福祉法施行細則および秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第3号

秋田市児童福祉法施行細則および秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「をいう。ただし、地方税法第292条第1項第6号」を「（同項第6号）に、「が確定して」を「をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与と所得が含まれている場合には、当該給与と所得については、同条第2項の規定によって計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）とする。以下同じ。）が確定して」に改める。

(1) 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）第7条の3の表第1号ア

(2) 秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年秋田市規則第15号）第4条の表第1号ア

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

2 改正後の秋田市児童福祉法施行細則の規定は、障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）が行われた月が令和3年7月以後の場合における障害児通所給付費等の支給の特例について適用し、障害児通所支援が行われた月が同年6月以前の場合における障害児通所給付費等の支給の特例については、なお従前の例による。

（秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正に伴う経過措置）

3 改正後の秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定は、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）が行われた月が令和3年7月以後の場合における介護給付費等の支給の特例について適用し、障害福祉サービスが行われた月が同年6月以前の場合における介護給付費等の支給の特例については、なお従前の例による。

### 上下水道局管理規程

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月19日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

#### 秋田市上下水道局管理規程第2号

秋田市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、第3号から第5号までおよび第7号から第12号までを次のように改める。

（様式省略）

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月19日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

#### 秋田市上下水道局管理規程第3号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程の一部を改正する規程

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、第3号から第7号までおよび第9号から第11号までを次のように改める。

（様式省略）

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月19日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

#### 秋田市上下水道局管理規程第4号

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号および様式第8号を次のように改める。

（様式省略）

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月19日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

#### 秋田市上下水道局管理規程第5号

秋田市地域下水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市地域下水道条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、第3号から第5号までおよび第7号から第12号までを次のように改める。

（様式省略）

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月19日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

#### 秋田市上下水道局管理規程第6号

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第3号から様式第4号まで、様式第6号、様式第8号ならびに様式第10号から様式第13号までを次のように改める。

（様式省略）

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月19日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

#### 秋田市上下水道局管理規程第7号

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

様式第1号および様式第3号から様式第4号まで、様式第6号、様式第8号ならびに様式第10号から様式第13号までを次のように改める。

（様式省略）

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

## 告 示

#### 秋田市告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年2月2日

秋田市長 穂 積 志



- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
大部町内会
- 2 認可年月日  
平成10年6月22日
- 3 変更があった事項およびその内容
  - (1) 事務所の所在地  
変更前 秋田市河辺諸井字大部357番地2  
変更後 秋田市河辺諸井字大部268番地
  - (2) 代表者の氏名および住所  
変更前 長谷部 和 昭  
秋田市河辺諸井字大部357番地2  
変更後 名古屋 昇  
秋田市河辺諸井字大部268番地
- 4 変更年月日  
令和3年1月10日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和3年2月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
社会福祉法人秋田聖徳会	秋田聖徳会訪問介護事業所	秋田市旭南一丁目5番6号	令和3年1月31日	訪問介護
株式会社登花	登花在宅介護事業所	秋田市外旭川字山崎294番地5	令和3年1月31日	訪問介護
合資会社マンネットコミュニケーションズ	合資会社マンネットコミュニケーションズ	秋田市南通亀の町6番5-203号	令和3年1月31日	福祉用具貸与

秋田市告示第21号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

令和3年2月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社アンビス	医心館訪問介護ステーション秋田	秋田市広面字大巻59番地	令和3年2月1日	訪問介護
株式会社アンビス	医心館訪問看護ステーション秋田	秋田市広面字大巻59番地	令和3年2月1日	訪問看護、介護予防訪問看護

株式会社ミライクス	デイズアクティブ	秋田市広面字樋ノ下6番地2	令和3年2月1日	地域密着型通所介護
-----------	----------	---------------	----------	-----------

秋田市告示第22号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和2年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第23号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和2年度4期、5期および6期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第24号

次の担保権設定等財産の差押通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該担保権設定等財産の差押通知書は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
住所 潟上市天王字持谷地134番地3  
氏名 内田 哲也
- 2 送達する書類  
担保権設定等財産の差押通知書 1通

秋田市告示第25号

令和3年2月15日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和3年2月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第26号

次の市税督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成30年度分市税督促状  
令和元年度分市税督促状  
令和2年度分市税督促状

秋田市告示第27号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
石 川 賢 一  
タイ王国
- 2 送達すべき書類の名称  
令和2年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第28号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年2月12日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
241	池田薬局 広面店	秋田市広面字 谷地沖27番地 3	株式会社池田薬 局 代表取締役 池 田 憲 亮	令和3年 3月1日

秋田市告示第29号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成30年度、令和元年度および令和2年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年2月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市泉中央二丁目27番28号  
有限会社本間酒店  
代表取締役 本 間 賢
- 2 委託期間  
令和3年4月1日から同年11月30日まで

秋田市告示第31号

次の差押調書等は、法人の住所又は居所が不明のため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
住所 秋田市東通仲町23番25号  
名称 有限会社エイ・シー・エス
- 2 送達する書類  
差押調書 1通  
配当計算書 1通

秋田市告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年2月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
鳩崎町内会
- 2 認可年月日  
令和2年6月30日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 高 橋 利 秋  
秋田市金足鳩崎字後山39番地  
変更後 安 田 一 也  
秋田市金足鳩崎字家ノ前36番地
- 4 変更年月日  
令和3年1月31日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第33号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226

号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。  
 なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙(省略)のとおり

**秋田市告示第34号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年2月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数  
秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
令和3年1月19日
  - (3) 返還を行う時間および場所  
ア 時間 午前10時から午後7時まで  
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)  
秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
令和3年2月16日から同年8月16日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

**秋田市告示第35号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年2月18日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名  
秋田県秋田市山王臨海町1番1号  
株式会社秋田魁新報社  
代表取締役社長 佐川博之

**秋田市告示第36号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年2月24日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名  
秋田県秋田市中通七丁目1番2号  
秋田ステーションビル株式会社  
代表取締役社長 井上浩司

**秋田市告示第37号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、八橋運動公園陸上競技場、硬式野球場、相撲場、球技場、第2球技場、テニスコートおよび多目的グラウンドの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市八橋南一丁目8番2号  
一般社団法人秋田市シルバー人材センター  
理事長 野口良孝
- 2 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**秋田市告示第38号**

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、北野田公園アリーナおよびテニスコートの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1  
株式会社サンアメニティ秋田支社  
支社長 金澤直樹
- 2 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**秋田市告示第39号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画土地区画整理事業 川尻地区土地区画整理事業
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
秋田市八橋南一丁目、八橋南二丁目、山王臨海町、山王中島町、旭北錦町および旭北寺町地内
- 3 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称  
秋田都市計画地区計画 広面谷内佐渡地区計画
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
秋田市広面字谷内佐渡ならびに柳田字川崎および字境地内
- 3 都市計画の縦覧場所  
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第41号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月25日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市河辺岩見字萱森67番地2	熊 谷 智 子

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

秋田市告示第42号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和3年2月25日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
岩 瀬 剛	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害

秋田市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年2月26日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指 定年月日
たんぼぼ薬局	秋田市新屋松美ガ丘東町2番9号	令和3年1月1日
池田薬局広面店	秋田市広面字谷地沖27番地3	令和3年2月1日
医心館訪問介護ステーション秋田	秋田市広面字大巻59番地	令和3年2月1日
医心館訪問看護ステーション秋田	秋田市広面字大巻59番地	令和3年2月1日
デイズアクティブ	秋田市広面字樋ノ下6番地2	令和3年2月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃 止年月日
たんぼぼ薬局	秋田市新屋松美ガ丘東町2番11号	令和2年12月31日
居宅介護支援事業所自由が丘	秋田市下新城野字街道端西321番地	令和3年1月14日
小規模多機能ホーム日吉坂	秋田市新屋比内町7番4号	令和3年1月17日
ひろおもて調剤薬局	秋田市広面字谷地沖27番地3	令和3年1月31日

秋田市告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年2月26日

秋田市長 穂 積 志



1 指定

事業所名称	所在地	指 定 年月日
広面さくらい歯科	秋田市広面字昼寝44番地2	令和3年 2月1日
たんぼぼ薬局	秋田市新屋松美ガ丘東町2番9号	令和3年 1月1日
池田薬局広面店	秋田市広面字谷地沖27番地3	令和3年 2月1日
医心館訪問看護ステーション秋田	秋田市広面字大巻59番地	令和3年 2月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃 止 年月日
たんぼぼ薬局	秋田市新屋松美ガ丘東町2番11号	令和2年 12月31日
ひろおもて調剤薬局	秋田市広面字谷地沖27番地3	令和3年 1月31日

教 委 告 示

秋田市教委告示第2号

令和3年2月8日午後3時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年2月5日

秋田市教育委員会  
教育長 佐藤孝哉

秋田市教委告示第3号

令和3年2月24日午後4時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和3年2月19日

秋田市教育委員会  
教育長 佐藤孝哉

選 管 告 示

秋市選管告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づき、令和3年4月4日執行予定の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙における選挙人名簿登録の基準日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和3年2月18日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古谷 薫

基準日 令和3年3月27日（土）（ただし年齢については同年4月5日）

秋市選管告示第3号

令和3年4月4日執行予定の秋田市長選挙および秋田市議会議

員補欠選挙において発行する選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋市選管告示第36号）第7条の規定により告示する。

令和3年2月18日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古谷 薫

1 場所

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

令和3年3月28日 午後5時40分から

秋市選管告示第4号

令和3年4月4日執行予定の秋田市長選挙および秋田市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定に基づき、次のとおり定めたので告示する。

令和3年2月18日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古谷 薫

ポスターを掲示することができることとなる日  
令和3年3月28日（日）

秋市選管告示第5号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月19日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古谷 薫

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和34年秋田市選管告示第29号）の一部を次のように改正する。

第2号様式の2を次のように改める。

紛失（破損）物件再交付申請書

一 紛失（破損）物件名

二 紛失（破損）年月日

三 紛失場所

四 紛失（破損）理由

五 紛失届出をした年月日および警察署名

右のとおり 年 月 日執行の何何選挙の物件を紛失（破損）したので再交付を申請します。

年 月 日

何何選挙候補者

住所

氏名

（宛先） 秋田市選挙管理委員会

委員長（氏名）

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

第2号様式の3中「㊟」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第2号様式の4中「㊟」を削り、「あて先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第3号様式を次のように改める。

<p>受領書</p> <p>文書(図画)名 何何</p> <p>右所在地 何何</p> <p>右文書(図画)の撤去命令書を受領いたしました。</p> <p>年 月 日 午前(午後) 時 分</p> <p>住所(所在地) (氏名)</p> <p>(宛先) 秋田市選挙管理委員会 委員長(氏名)</p> <p>備考 候補者本人が受領する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が受領する場合には委任状の提示又は提出又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。</p>	<p style="text-align: center;">撤 去 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">住所(所在地) (氏名)(団体名)</p> <p>公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百七条(法第二百一条の十一第十一項、法第二百一条の十四第二項)の規定により、次の文書図画の撤去を命じます。</p> <p>文書(図画)名ポスター(立札)(ちようちん)(何何)</p> <p>右所在地 秋田市 番地(何某宅堀)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">秋田市選挙管理委員会 委員長(氏名) 印</p>
--	---

第6号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 候補者等本人が申請する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合には委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第6号様式の2中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 後援団体の代表者本人が申請する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合には委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第6号様式の3中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 候補者等本人又は後援団体の代表者本人が申請する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合には委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第6号様式の4中「あて先」を「宛先」に改め、「印」を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 候補者等本人又は後援団体の代表者本人が届け出る場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人又は後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第19号様式を次のように改める。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

検印・証紙 交付年月日	検印および証紙 交 付 枚 数	市委員会 責任者印
	検証 枚	
	検証 枚	
	検証 枚	
	検証 枚	
	検証 枚	
	検証 枚	
	検証 枚	
	検証 枚	
計	検証 枚	

政党その他の政治団体名

責任者（氏名）

年 月 日 執行 秋田市長選挙

政治活動用ポスター検印および証紙交付票

秋田市選挙管理委員会 印

第19号様式の3を次のように改める。

	開催日時			
	使用する施設の名称			
	使用する施設の所在地			

政談演説会開催届出書

開催したいから届け出ます。

年 月 日 執行の秋田市長選挙の政談演説会を次のとおり

年 月 日

政党その他の政治団体名

事務所所在地

右代表者（氏 名）

（宛先）秋田市選挙管理委員会

委員長（氏 名）

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではない。

第19号様式の5を次のように改める。



政治活動用ビラの届出書

年 月 日 執行の秋田市長選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百一条の九第一項第六号の規定により頒布するビラは、別添見本のとおりでありますから届け出ます。

年 月 日

政党その他の政治団体名

代表者（氏 名）

（宛先）秋田市選挙管理委員会  
委員長（氏 名）

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

第20号様式を次のように改める。

発行人名	編集人名	発行回数	発行部数	引き続き発行されている期間	創刊年月日	機関紙誌名	区分	備考
							新聞紙	
							雑誌	

政党その他の政治団体名

代表者（氏 名）

（宛先）秋田市選挙管理委員会  
委員長（氏 名）

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

秋市選管告示第6号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部を改正する規程  
秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営

に関する規程（平成5年秋田市選管告示第43号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（第2条関係・その1）を次のように改める。

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出します。

年 月 日

年 月 日執行  
候補者

選挙

（宛先）秋田市選挙管理委員会委員長

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契 年 月 約 日	契約の相手方の氏名又は名称および住所 ならびに法人にあってはその代表者の氏 名	契 約 内 容		備 考
		運 送 契 約 期 間	運 送 契 約 金 額	
・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契 年 月 約 日	契約の相手方の氏名又は名称お よび住所ならびに法人にあって はその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
			借 入 れ 期 間 等	契 約 金 額	
自動車 の 借 入 れ	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
運転手 の 雇 用	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
	・ ・		・ ・ ～ ・ ・	円	
燃 料 代	・ ・			円	
	・ ・			円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」の欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第1号様式その2中「㊟」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任

状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第1号様式その3中「㊟」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第2号様式その1中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 5 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第2号様式その2中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第2号様式その3中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第4号様式その1から第5号様式その2までの規定中「㊟」を削る。

第6号様式その1中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第6号様式その2中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

第6号様式その3中「㊟」を削り、同様式の備考に次のように加える。

- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

秋市選管告示第7号

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年秋田市選管告示第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出および当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

農 委 告 示

秋田市農委告示第2号

令和3年2月19日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年2月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和2年度第11号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件

**公 告**

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和3年2月1日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名 称 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 雅 秀  
 住 所 青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセ  
 ンター西青森店2階

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 メガ土崎店  
 所在地 秋田市土崎港相染町字沼端77番地76号 外

- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前  
 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 勝 重  
 青森県青森市新町二丁目5番8号  
 変更後  
 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 雅 秀  
 青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセ  
 ンター西青森店2階

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前  
 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 勝 重  
 青森県青森市新町二丁目5番8号  
 変更後  
 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 雅 秀  
 青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセ  
 ンター西青森店2階

- (4) 変更年月日

令和2年11月17日

- (5) 変更理由

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の組織変更による

- 2 届出年月日

令和3年1月25日

- 3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所  
 秋田市産業振興部商工貿易振興課

- (2) 縦覧期間

令和3年2月1日から同年6月1日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

- 4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

**秋田市公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和3年2月1日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

ア 名 称 ダイワロイヤル株式会社  
 代表取締役社長 原 田 健  
 住 所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

イ 名 称 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 雅 秀  
 住 所 青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセ  
 ンター西青森店2階

ウ 名 称 株式会社アルビス  
 代表取締役 秋 元 幸 夫  
 住 所 秋田市広面字堤敷66番地1

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名 称 八橋新国道複合店舗  
 イ 所在地 秋田市八橋大畑一丁目226-1 および226-2 なら  
 びに八橋鯨沼町19-1、20-1、20-2、21、22、  
 23、24、25-2 および26-1

- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称  
 変更前 （仮称）八橋新国道複合施設  
 変更後 八橋新国道複合施設

イ 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイワロイヤル株式会社  
 代表取締役社長 原 田 健  
 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号



紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 雅 秀  
 青森県青森市新町二丁目5番8号  
 株式会社アルビス  
 代表取締役 秋 元 幸 夫  
 秋田市広面字堤敷66番地1

変更後 ダイワロイアル株式会社  
 代表取締役社長 原 田 健  
 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号  
 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 雅 秀  
 青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセ  
 ンター西青森店2階  
 株式会社アルビス  
 代表取締役 秋 元 幸 夫  
 秋田市広面字堤敷66番地1

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
 及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 店舗名 メガ  
 名 称 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 雅 秀  
 住 所 青森県青森市新町二丁目5番8号  
 店舗名 イエローハット  
 名 称 株式会社アルビス  
 代表取締役 秋 元 幸 夫  
 住 所 秋田市広面字堤敷66番地1  
 店舗名 未定  
 名 称 未定  
 住 所 未定  
 店舗名 眼鏡市場  
 名 称 株式会社メガネトップ  
 代表取締役社長 富 澤 昌 宏  
 住 所 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6

変更後 店舗名 メガ  
 名 称 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 雅 秀  
 住 所 青森県青森市大字石江字三好130番1  
 カブセンター西青森店2階  
 店舗名 イエローハット  
 名 称 株式会社アルビス  
 代表取締役 秋 元 幸 夫  
 住 所 秋田市広面字堤敷66番地1  
 店舗名 銀座に志かわ  
 名 称 新興商事株式会社  
 代表取締役 高 橋 彦 一  
 住 所 新潟県新潟市中央区女池上山一丁目4  
 番43号  
 店舗名 フルックリー  
 名 称 フルックリー  
 工 藤 一 哉  
 住 所 秋田市外旭川字水口38番地1 1号  
 店舗名 眼鏡市場  
 名 称 株式会社メガネトップ  
 代表取締役社長 富 澤 昌 宏

住 所 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6

(4) 変更年月日  
 ア 令和2年9月18日  
 イ 令和2年11月17日  
 ウ 令和3年1月21日

(5) 変更理由  
 ア 大規模小売店舗の名称を変更するため  
 イ 設置者本店の住所変更のため  
 ウ 出店テナントの決定による

2 届出年月日  
 令和3年1月28日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所  
 秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間  
 令和3年2月1日から同年6月1日まで(土曜日、日曜日  
 および国民の祝日を除く。)

4 意見書の提出先  
 秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所  
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
 (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の  
 規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、  
 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、  
 次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため  
 配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項  
 の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、  
 これを述べる事ができる。

令和3年2月1日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並び  
 に住所  
 名 称 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 雅 秀  
 住 所 青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセン  
 ター西青森店2階

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 メガ仁井田店  
 所在地 秋田市仁井田本町五丁目517番1

(3) 変更した事項  
 ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表  
 者の氏名  
 変更前  
 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 勝 重  
 青森県青森市新町二丁目5番8号  
 変更後  
 紅屋商事株式会社  
 代表取締役 秦 雅 秀

青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセンター西  
 青森店2階  
 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
 及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

紅屋商事株式会社

代表取締役 秦 勝 重

青森県青森市新町二丁目5番8号

変更後

紅屋商事株式会社

代表取締役 秦 雅 秀

青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセンター西  
 青森店2階

(4) 変更年月日

令和2年11月17日

(5) 変更理由

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の組織変更による

2 届出年月日

令和3年1月25日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和3年2月1日から同年6月1日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第11号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和3年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務名（業務内容については仕様書（省略）参照）

ア 秋田市太平山自然学習センター北部地域小中学校送迎バス賃貸借

イ 秋田市太平山自然学習センター中央地域小中学校送迎バス賃貸借

ウ 秋田市太平山自然学習センター南部地域小中学校送迎バス賃貸借

(2) 履行場所

秋田市太平山自然学習センター

（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 履行期間

ア 北部地域は、令和3年5月17日から令和4年2月28日までとする。

イ 中央地域は、令和3年5月25日から令和4年2月28日までとする。

ウ 南部地域は、令和3年5月12日から令和4年2月28日までとする。

(4) 入札参加要件

ア 北部地域は、大型3台以上および中型1台以上のバスを保有していること。

イ 中央地域は、大型4台以上および中型1台以上のバスを保有していること。

ウ 南部地域は、大型3台以上および中型1台以上のバスを保有していること。

エ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

オ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。

カ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

キ 市税に滞納がある者ではないこと。

ク 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

ケ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

コ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 日時

令和3年3月19日（金）午前10時

(2) 場所

秋田市太平山自然学習センター 会議室

（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 入札保証金および契約保証金

免除

(4) 契約日

落札が決定した日から令和3年3月25日（木）までの間

(5) 積算条件等

道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2および平成26年3月26日付け公示第134号（東北運輸局長）を遵守すること。

なお、入札時には、「届出運賃により入札額を積算した旨の確約書」および「入札額の積算内訳書」を添付（様式は任

意)すること。

(6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分（片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。

エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を2回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

なお、くじ引きは辞退できないものとする。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任するときは、入札時に委任状を提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

令和3年2月26日（金）から同年3月9日（火）までとする。ただし、同年3月8日（月）は、休館日のため受付できない。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。

(3) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、令和3年1月1日以降に取り寄せたものであること。

なお、提出時は写しでも可とする。）

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 業務実績調書（様式2（省略））

ウ 営業経歴書（様式3（省略））

エ 誓約・同意書（様式4（省略））

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

㊦ 秋田市に納めた法人市民税

㊧ 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行）

キ その他

㊦ 入札参加要件「1の(4)アからエまで」の証明できる書類

㊧ 送迎バスの車種および車内の分かる書類

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、令和3年3月16日（火）までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

